

平成 17 年 7 月 16 日

警察における児童虐待捜査に関する要望と具体的なその根拠について

武蔵野大学 小西聖子
成育医療センター奥山真紀子

虐待の専門家である児童精神科医奥山真紀子先生（成育医療センター病院 こころの診療部部長）に、具体的な現場の事例と要望を挙げていただきました。私と奥山先生の連名ということで意見書として提出したいと思います。

子ども虐待に関する警察の捜査に関して

奥山 真紀子

・子ども虐待に関する捜査において問題と考えられる状況の例

虐待者を特定し、犯罪としての捜査を行うことで、立件できたときはもちろんのこと、立件ができなくても、暴力が減少することを期待できる。にもかかわらず、警察が虐待被害を適切に扱えないために、「罪にならない」という意識が強くなることがある。以下に幾つかの例をあげる。

1 .子どもの虐待の場合には皮膚所見を伴わない外傷が多い(Shaken Baby Syndrome (以下 SBS)、腹腔内臓器破裂、骨折、など)にもかかわらず、警察は皮膚所見に固執することが多く、事実を引き出せないことが少なくない。実際、S 県では父親が子どもを激しく振ったことを自供し、起訴して、一審で有罪になっている。しっかり、話を聞くことで事実を語りだす親もいると考えられる。

2 .子どもの死亡に於いて、明らかに虐待が疑われるが立件が困難なときがあるが、事情聴取で死亡原因のみで、虐待に関しての事実を聞かず、死亡に関して立件できないと判断して、放置したためにきょうだい危険にさらされることがある。以下の事例を参照。

溺水で死亡した 11 ヶ月児のケースでは全身 7 箇所の骨折(含む 頭蓋骨骨折)があり、虐待は明らかであったが、虐待に関する深い捜査は行なわず(警察は正確な骨折の状況の調査もしていない)、医師には他言無用と口止めをし、児童相談所にも連絡がなかった。偶然にその事実を知り、警察以外の機関が連携し(警察にも連携を依頼したが会議への出席

は断られた) 妊娠中だった母が出産後の子どもを保護し、ついでもう一人のきょうだいも保護した。それだけ危険があったということであり、偶然我々が気付かなければ、きょうだいの安全も確保されなかった可能性がある。なお、その親は心理的支援において、罪を償うことが出来ていれば、かなり変わったのではないかと考えられる状況が存在した。親の心理状態から考えられると、それぞれの骨折についての事情を聴取し、子どもの虐待とその背景にある心理に関して話をさせることで、殺害の事実を語った可能性も少なくない。

3. 性的虐待に対して、司法面接を行っておかないために、子どもの証言が変化し、有罪を勝ち取れないことがある。

性的虐待を明らかにした子どもの証言の信憑性が問われて、法廷で無罪になることもある。

・ 捜査のために警察に知って欲しい身体医学的知識の例

1. 乳幼児の通常の家内での事故では致命的な頭部外傷は起きない。

2. 致命的な虐待である乳幼児の頭部外傷や腹部外傷(臓器破裂)は皮膚外傷を伴わないことが多い。

3. 乳幼児の虐待、特に頭部外傷がある場合には(生存例でも死亡例でも)眼底の所見と全身のレントゲン写真が必要である。親を追及していくときの武器になる。

4. 頭蓋内出血の状態である程度の時期を特定できる。

5. 乳幼児の頭部外傷では単にぶつただけで致命的になることはまれである。乳幼児を激しく揺さぶってせん断力が加わることによって重症状態になる。ぶつける場合も揺さぶってぶつけることが多い。

6. ぶつけていなくても暴力的に揺することで死にいたることもある(Shaken Baby Syndrome)。ただし、これは、簡単な遊び程度で起きるものではなく、激しく暴力的に揺さぶられるか、2階以上からの転落でなければ起きないことが研究の結果明らかとなっている。従って、過失ではなく、傷害である。

7. SBSの皮膚外傷は少ないが、皮膚外傷としては、胸に圧迫痕などが見られる。

8. 子どもの発達段階でありえない親の説明を受け入れていることがある。親の説明が、子どもの発達段階でありえるかどうかの判断が必要である。例: 部屋にいた4ヶ月の子ども(寝返り出来ない)が階段から落ちることはない。

9. 虐待の熱傷の特徴と原因の特定

10. 骨折の起こり方と虐待に特異的な骨折など

．捜査のために警察に知ってほしい心理学的知識の例

- 1．子どもは加害者と一緒に生活をする可能性があるときには真実を語らないことが多い。従って、児童相談所と連携をして、一時保護をしてから事情聴取をすることで子どもから真実を聞きだすことが出来ることがある。
- 2．子どもの証言から真実を導き出すための司法面接の方法。
など

．SBS の場合の親への事情聴取に関して

- 1．まず第一に、頭蓋内出血や脳浮腫があったときには、頭部の画像診断と眼底所見から医学的に SBS であるかどうかを確定する。
- 2．何時ごろのものであるかを特定する。画像診断である程度、古いものであるか極最近のものであるかを特定できる。特に古い出血に新しい出血が加わっていることも多く見られる。
- 3．皮膚外傷があってもなくても SBS は虐待による外傷であることを意識する。(皮膚外傷にこだわらない)。
- 4．頭部の帽状腱膜下出血(いわゆる瘤)があるなど、ぶつけられた痕があってもそれだけで致命的な出血や眼底出血は起きないこともある。激しく揺さぶられたかどうかを確定する必要がある。
- 5．従って、SBS と判断されたら、まず、誘導せずに子どもが頭蓋内出血を起こしたことで心当たりがあるかどうかを聞き、それが当たっていなかったら、頭を激しく揺さぶることで起きるものであることを説明して、もう一度、そのようなことがなかったかを聞く。
- 6．乳児の場合、家庭内事故で眼底出血を伴う脳出血が起きることはないので、追求をきちんとすることが大切。

．まとめ

虐待は家庭内で起こるので、骨折や頭蓋内出血などの外傷があっても、加害者が父なのか母なのか特定できなかつたり、日時が特定できないことがある。しかし、丁寧に事情聴取をしていくことで、親のほうから認めることもある。性的虐待では認めることも珍しくない。**加害者への丁寧な事情聴取をするためには、虐待に関する医学的な知識が必要であり、被害者への事情聴取には子どもから事実を引き出す面接法の技術が必要である。**